

# 平成30年度第3回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

1 日 時 平成31年1月25日（金）午後2時00分～午後2時50分

2 場 所 国保会館 大会議室

3 出席者 62市町村国保主管課長、国保連事務局長、埼玉県

4 あいさつ

5 議事

## (1) ワーキンググループの進捗状況について

### ① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第4回WGを昨日開催し、保険税水準の統一に向けて、賦課限度額と加算減算項目の取扱について意見交換を行った。
- ・ 賦課限度額については、現在政令どおりの賦課限度額としている市町村が専決処分で引き上げを行っていることから、全ての市町村が同じように専決処分をするのが可能かどうか意見交換を行った。これについては、被保険者に負担を求めるものなので専決処分にはなじまないなど、現状では難しいという意見があり、継続課題とした。
- ・ 加算減算項目の取扱については、各項目を統一保険税水準の算定に含めた場合、含めない場合、それぞれどうなるかをモデル的に示して議論を進めた方がいいという意見があり、継続課題とした。

### ② 事務処理標準化ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-2に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第3回WGを11月26日に開催し、被保険者証と高齢受給者証の一体化、保険給付費等交付金の年度末の請求方法、事務処理マニュアルの見直しの3つについて議論した。
- ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化については、参考資料として一体化に向けたスケジュールのイメージを作成し市町村へ送付した。既に一体化している市町村からは、郵便局との調整が鍵となるという話があった。
- ・ 保険給付費等交付金の年度末の請求方法については、支払額に不足が生じないよう一定額を上乗せして請求する必要がある。一定額については2月中旬に示す予定である。
- ・ 事務処理マニュアルの見直しについては、生活扶助基準の見直しに伴い、一部負担金の免除の基準について見直しを行い、市町村へ通知した。

### ③ 保健事業ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-3に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 本年度は、目標とのかい離が大きい特定保健指導について、実施率向上に関する取組事例集を作成することとしている。

- ・ 第3回WGを11月27日に開催し、調査票の検討、先進的事例の提出を依頼する団体の選定を行った。該当する13団体には12月に依頼し、1月21日までに回答いただいております。事務局でとりまとめ作業を行っている。
- ・ 2月に第4回WG開催を予定しており、とりまとめた事例集をメンバーに確認していただいた後、市町村に送付する予定である。

## (2) 国保事業費納付金及び標準保険税率の本算定の結果について

### <埼玉県>

- ・ 資料2-1～7に基づき、本算定の結果について説明。
- ・ 秋の試算では一人当たり保険税必要額は108,767円、前年度の本算定結果と比較して5.0%増、59市町村で増加だったが、本算定では107,588円、県平均で3.8%増、60市町村で増加という結果となった。
- ・ 秋の試算と本算定の算定における主な変更点は、保険給付費の推計に使用する平成30年度診療費の実績期間を3か月（3～5月）から5か月（3～7月）に伸ばしたこと、診療報酬改定率を一人当たり診療費の推計に反映したこと、介護納付金の算定に係る第2号被保険者数が過大だったため補正を行い、実情に合った介護納付金を算定したこと、国から示される係数を仮係数から本係数に変更したこと、退職被保険者等に係る納付金を反映したこと、市町村から提供された最新のデータを使用したことである。
- ・ 本算定においては、追加公費1,700億円のうち約1,670億円が反映されている。秋の試算からの変更点としては、保険者努力支援制度（市町村分）が約412億円、別途約88億円の特別調整交付金を加え総額500億円としている。秋の試算では約300億円と別途約200億円で総額約500億円となっており、総額では変更はない。
- ・ 追加公費の本県への影響額は、暫定措置分が約15億円、20歳未満の被保険者数に応じて配分される特別調整交付金が約9億円、保険者努力支援制度（県分）が約33億円、保険者努力支援制度（市町村分）が約29億円、特別高額医療費共同事業で約4億円、合計約90億円となっている。この他に特別調整交付金による追加激変緩和措置で全国約100億円が追加され、本県には約6億円が配分されている。
- ・ 算定に反映していない項目は、結核、精神、非自発的失業分の特別調整交付金約100億円で、発生状況に応じて来年度交付される。
- ・ 退職被保険者分を含めた確定納付金の総額は1,951億円、県全体で43億円減、前年度比97.84%となった。前年度と比較して増加が18市町村、減少が45市町村で、前年度比が大きいのは、皆野町の105.34%、美里町の104.66%となっている。
- ・ 激変緩和措置については、一人当たり納付金額に着目した国の制度による措置と、納付金額の増加に着目した県の措置がある。
- ・ 国の制度による措置では、県1号繰入金8%のうち7%で算定した、30年度と31年度の一人当たり納付金額を比較し、30年度比の県平均値105.52%に1%を加算した106.52%を超えた場合に激変緩和措置を行う。財源は約59億円で、内訳は国からの暫定措置等約21億円、県繰入金1号分約38億円である。今回は32市町村に対して約20億円を措置した。
- ・ 県の措置では、30年度激変緩和措置前の納付金総額と31年度納付金総額（国の措置後）

を比較する。財源は38億9,841万円で予算の範囲内で措置する。今回は6市町村に対して1億600万円を措置した。

- ・ 国と県の激変緩和後の財源の残額38億円は、納付金額の割合で全市町村に配分した。
- ・ 一人当たり保険税必要額は107,588円、前年比3.8%増となった。市町村別にみると、前年度比が大きいのは八潮市の111.22%、次いで美里町の109.32%で、小さいのは東秩父村の78.02%となっている。
- ・ 一人当たり保険税必要額が増加した理由の一つは、一人当たりの保険給付費等が2.6%増加したことである。保険給付費等の総額は3.2%減少しているが、被保険者の減少が5.7%と大きく、一人当たりでは2.6%増となっている。理由の二つ目は、前期高齢者交付金等の29年度精算分の一人当たり追加交付額の減少で、1.5%の増加要因となっている。理由の三つ目として、市町村の予算の見込み方によって、歳出が増加したり、歳入が減少したりしたため、保険税必要額が増加している。
- ・ 納付金は、被保険者数の減少により県全体の総額は減少している。しかし、市町村ごとにみると増加している市町村があり、主な理由は一人当たり保険税必要額と同様、前期高齢者交付金等の29年度精算分が影響しているものと考えている。

### (3) その他

#### ・ 普通交付金の年度末の請求等について

<埼玉県>

- ・ 資料3に基づき、普通交付金の年度末請求に当たっての留意事項について説明。
- ・ 3月22日頃の3月現物②、4月5日の3月現物③が年度末固有の事務となる。
- ・ 年度末に市町村の財源不足が生じないように、3月現物②で上乗せ請求する一定額について適確に見積もり、3月現物③では還付が生じるように対応する予定である。
- ・ 一般被保険者分と退職被保険者分を分けて予算執行していると思うが、特に退職被保険者分について年度末に予算不足が生じないように留意してほしい。
- ・ 3月現物③においては県から国保連への直接払いを取りやめる。市町村から国保連への支払が30年度予算、県から市町村への支払が31年度予算となり相殺ができないため。
- ・ 万一、3月現物分③が還付ではなく支払となった場合、市町村から国保連への支払期限は4月18日で変わらないことに留意してほしい。